

都職員が新型コロナウイルスに感染した場合の対応

職員が感染した場合は、当面以下のとおり対応する

<基本的対応>

- 感染した職員本人は、保健所からの入院勧告を受け、入院（病気休暇）
- 職員の所属する職場は、保健所及び職員本人から感染連絡を受け、職場の所在地を管轄する保健所の指示のもと、職員、都民等の濃厚接触者の特定、消毒場所の確定に積極的に協力
- 消毒場所の確定後、都は消毒作業を実施
- 濃厚接触者については、職場の所在地を管轄する保健所が14日間の健康観察を実施
 - ・ 濃厚接触者のうち無症状の職員は、所属長と相談の上、健康観察期間は、原則、テレワークや自宅勤務を実施（サービスは自宅への出張）
- 感染した職員の勤務場所は、当分の間、閉鎖し、保健所の了解を得た後に閉鎖を解除する。閉鎖中の業務は、他の部署や事務所で代替することとする
- 閉鎖する範囲については、保健所が確定する消毒範囲や濃厚接触者の範囲により、局において定める

- 他の職場において業務を代替できない場合については、消毒完了後に、必要な措置を講じた上で元の職場での業務再開を検討する
- 職員の感染情報の公開は、プライバシーに十分に配慮しつつ都民の安全・安心につながるよう対応
 - ※ 職員の業務内容、都民サービスの状況、対応策等については、職員の所属局が発表
 - ※ 業務の再開見通し等は、職員の所属局が随時発表

<各局での対応>

- 基本的対応方針のもと、今後各局においては、所属職員が感染した場合を想定し、対応策を早急に検討
 - 【主な検討事項】
 - ・ 業務休止の可能性
 - ・ 業務を継続する場合の執行場所
 - ・ 職員の確保（応援体制） 等
 - ※ 感染が拡大した場合には「東京都新型インフルエンザ等行動計画」を参考に対応を検討